

令和5年10月19日

第1回保育士資格等に関する専門委員会

特定非営利活動法人
全国認定こども園協会

意見書

1. 地域限定保育士制度の全国展開について

◆論点1：地域限定保育士試験の位置付けとその考え方について

大前提として、保育の質を確保しつつ、地域の保育士不足の早急な改善を図ることを目的とし、通常の保育士試験の実施のみでは当該地域における保育士の供給が不足することが見込まれる場合に実施することができる試験と位置づけることには異論ない。

◆論点2：都道府県が地域限定保育士試験を実施する場合の要件について

都道府県知事が、年間2回の保育士試験の実施のみでは当該地域における保育士の供給が不足することが見込まれると認める場合に限り実施できることについて異論ない。

◆論点3：都道府県以外の自治体が地域限定保育士試験を実施可能とするものの是非について

新たな制度においては、現行制度同様、都道府県が地域限定保育士試験を実施しない場合であって、都道府県が同意する場合に限り、指定都市を実施主体として加えることについて異論ない。

◆論点4：地域限定保育士が全国で勤務できるための要件について

地域限定保育士試験の合格者については、保育士登録後の一定の勤務要件を課し、その上で全国で勤務することのできる保育士の資格を得ることができる仕組みとすることについて異論ない。

◆論点5：指定試験機関の対象を「法人」に拡大することについて

現行の地域限定保育士制度においては、株式会社等の多様な法人を活用可能としていることを勘案し、新たな制度における指定試験機関についても、「法人」とすることについては懸念を感じる。質を担保するという観点から見ても一定程度の保育の専門性を持つ法人が取り組むべきではないか。他方、試験運営についてはそのノウハウをもつ法人に委託すること

については問題ないことと考える。現在実施されている神奈川県にヒアリングを行い、質が担保できる適正なレベルであるかの確認を行うべきであると考え。また保育実技講習会においても、施設見学1回のみで講習会修了とみなす自治体があるようである。試験の実施方法、内容については主催する都道府県がしっかりと質を担保できるようこども家庭庁において要綱等を示す必要があるのではないか。

◆論点6：適切かつ円滑な制度運用に向けたその他の仕組みの検討について

地域限定保育士試験を実施する都道府県等に対し、試験の質確保のために必要な措置を講じることを求めるべきであると考え。また試験実施者の質確保のための取り組みに資するよう、国において、中長期的な観点で、試験の難易度調整や等化なども含め、試験の質確保のための具体的な手法について検討するべきであると考え。

2. 保育教諭の特例措置の期限到来を受けた改正について

◆論点1：特例期間終了後の取扱いについて

特例措置期間終了後は、これらの職員が幼保連携型認定こども園で保育教諭として勤務できなくなり、現行の幼保連携型認定こども園の人材不足が懸念されるほか、将来的な幼保連携型認定こども園への移行や開設を阻害する要因となり得ること等を踏まえ、現行の仕組み、いずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭等となることのできる特例措置を引き続き延長することに賛同する。また、時期については5年間とすることに異論ない。

◆論点2：幼稚園教諭免許状・保育士資格の取得要件の緩和策の取扱いについて

幼稚園教諭免許状・保育士資格の取得要件の緩和策も同様、特例期間が終了するまで延長されるべきと考える。

◆論点3－1 園管理者に対する併有促進に向けた人事計画の策定・履行を義務付ける措置について

園管理者に対する併有促進に向けた人事計画の策定・履行を義務付ける措置については、現在の保育者不足の状態の中で人事計画を策定することはできるが、履行することについては困難が生じるのではないかと懸念する。現時点ではできる限り両免許状・資格取得者を採用したいと考えているが、現実はいかに実現できないのが現状である。人事計画を策定しても絵に描いた餅になってしまうことを懸念する。

また各園における保育教諭等の免許・資格の併有状況について公表されたとしても、保育者不足により、片免許状・資格の保育者しか入職させることができない点については解消しないのではないかと懸念する。園管理者はあえて片免許状・資格者を入職させているわけではない。

◆論点 3 - 2 : 特例による保育教諭について、

- ・主幹保育教諭・指導保育教諭の役職に就くことを制限する措置

主幹保育教諭・指導保育教諭の役職に就くことを制限することについては異論ない。

- ・各学級ごとに担当する専任の職員の要件を制限する措置

各学級において担当する園児の年齢に応じて必要な教育の識見を有することを求める趣旨で、各学級ごとに担当する保育教諭等のうち 1 名については資格・免許を併有している者を配置しなければならないことについては異論ない。